

2024 年 7 月 18 日
中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2 (基準単価) に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2 (適用期間) に定める適用期間のうち2024年8月の検針日から2024年10月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	62.14	5.65
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	155.36	14.12
100ワットをこえる1灯につき	77.68	7.06
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
50ボルトアンペアをこえ	92.81	8.44
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	46.40	4.22
につき50ボルトアンペアまでごとに		

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1. 25	0. 11
総容量が50ボルトアンペアをこえ	2. 50	0. 23
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	2. 50	0. 23
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	25. 04	2. 28
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	25. 04	2. 28
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	26. 32	2. 39
契約電力 0. 5 キロワットの場合	13. 16	1. 20
1 日につき		
農事用電力 B（脱穀調整需要）		
契約電力0. 5キロワットの場合 1 日につき	6. 58	0. 60
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	13. 16	1. 20
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	26. 31	2. 39
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	39. 47	3. 59
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	52. 62	4. 78
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	65. 78	5. 98
農事用電力 C（育苗・栽培需要）		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	47. 37	4. 31
契約電力0. 5キロワットの場合 1 日につき	23. 69	2. 15
深夜電力 A		
1 契約につき	400. 00	36. 36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	60.00	5.45
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	4.00	0.36
上記以外		
1 キロワット時につき	4.00	0.36
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	2.00	0.18

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2（適用期間）に定める適用期間のうち2024年10月の検針日から2024年11月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.71	0.88
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	19.42	1.77
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	38.84	3.53
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	58.26	5.30
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	97.10	8.83
100ワットをこえる1灯につき	48.55	4.41
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	29.00	2.64
50ボルトアンペアをこえ	58.01	5.27
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	29.00	2.64
につき50ボルトアンペアまでごとに		

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.78	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ	1.57	0.14
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	1.57	0.14
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	15.65	1.42
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	15.65	1.42
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	16.45	1.50
契約電力 0.5 キロワットの場合	8.23	0.75
1 日につき		
農事用電力 B（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	4.11	0.37
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	8.22	0.75
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	16.45	1.50
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	24.67	2.24
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	32.89	2.99
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	41.11	3.74
農事用電力 C（育苗・栽培需要）		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	14.81	1.35
深夜電力 A		
1 契約につき	250.00	22.73

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金	37. 50	3. 41
上記をこえる 1 キロワット時につき 上記以外	2. 50	0. 23
1 キロワット時につき	2. 50	0. 23
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	1. 30	0. 12

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき	4.123	0.375
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ	4.926	0.448
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアまでごとに		

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.397	0.127
農事用電力 B（脱穀調整需要）		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1 キロワット	0.699	0.064
2 キロワット	1.397	0.127
3 キロワット	2.094	0.190
4 キロワット	2.793	0.254
5 キロワット	3.491	0.317
農事用電力 C（育苗・栽培需要）		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2.515	0.229
深夜電力 A		
1 契約につき	21.230	1.930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合で、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	0.212	0.019
低圧で供給を受ける場合で、イ以外		
1 キロワット時につき	0.212	0.019
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0.205	0.019